

令和6年3月 富山市議会定例会議案

	世帯数	人口	面積
令和6年1月31日現在（住民基本台帳）	185,195	406,093	1,241.70 km <sup>2</sup>

# 目 次

議案第 1 号	令和6年度富山市一般会計予算	1 頁
議案第 2 号	令和6年度富山市公債管理特別会計予算	1 3
議案第 3 号	令和6年度富山市駐車場事業特別会計予算	1 7
議案第 4 号	令和6年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	2 1
議案第 5 号	令和6年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 5
議案第 6 号	令和6年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算	2 9
議案第 7 号	令和6年度富山市介護保険事業特別会計予算	3 3
議案第 8 号	令和6年度富山市国民健康保険事業特別会計予算	3 7
議案第 9 号	令和6年度富山市企業団地造成事業特別会計予算	4 1
議案第 10 号	令和6年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算	4 5
議案第 11 号	令和6年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算	4 9
議案第 12 号	令和6年度富山市競輪事業特別会計予算	5 3
議案第 13 号	令和6年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算	5 7
議案第 14 号	令和6年度富山市軌道整備事業特別会計予算	6 1
議案第 15 号	令和6年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算	6 5
議案第 16 号	令和6年度富山市水道事業会計予算	6 9
議案第 17 号	令和6年度富山市工業用水道事業会計予算	7 3
議案第 18 号	令和6年度富山市公共下水道事業会計予算	7 5
議案第 19 号	令和6年度富山市病院事業会計予算	7 9
議案第 20 号	令和6年度富山市農業集落排水事業会計予算	8 3
議案第 21 号	政治倫理の確立のための富山市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定の件	8 6
議案第 22 号	富山市公民館条例及び富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件	8 7

議案第 2 3 号	富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件……………	8 9
議案第 2 4 号	富山市理容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件……	9 0
議案第 2 5 号	富山市美容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件……	9 1
議案第 2 6 号	富山市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	9 2
議案第 2 7 号	富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 5
議案第 2 8 号	富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 0
議案第 2 9 号	富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 6
議案第 3 0 号	富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 1
議案第 3 1 号	富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 3
議案第 3 2 号	富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 5
議案第 3 3 号	富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 7
議案第 3 4 号	富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 0
議案第 3 5 号	富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件…	1 3 2
議案第 3 6 号	富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 4
議案第 3 7 号	富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 1
議案第 3 8 号	富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	1 5 4

議案第 3 9 号	富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 7
議案第 4 0 号	富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 6 9
議案第 4 1 号	富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 3
議案第 4 2 号	富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 5
議案第 4 3 号	富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例制定の件……………	1 7 8
議案第 4 4 号	富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 9
議案第 4 5 号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 8 2
議案第 4 6 号	富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 8 6
議案第 4 7 号	富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 8 8
議案第 4 8 号	富山市ひとり親家庭等医療費助成条例及び富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 8 9
議案第 4 9 号	富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 9 0
議案第 5 0 号	富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 9 7
議案第 5 1 号	富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件……………	1 9 9
議案第 5 2 号	富山市速星墓地公園事業基金条例を廃止する条例制定の件……………	2 0 1
議案第 5 3 号	富山市漁港管理条例及び富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	2 0 2

議案第 5 4 号	富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件……………	2 0 3
議案第 5 5 号	富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例制定の件……………	2 0 4
議案第 5 6 号	富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金条例を廃止する条例制定の件……………	2 0 6
議案第 5 7 号	富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	2 0 7
議案第 5 8 号	富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件……………	2 0 8
議案第 5 9 号	富山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定の件……………	2 0 9
議案第 6 0 号	富山市笹倉駐車場条例を廃止する条例制定の件……………	2 1 1
議案第 6 1 号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件……………	2 1 2
議案第 6 2 号	富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件……………	2 1 6
議案第 6 3 号	財産の無償譲渡の件……………	2 1 8
議案第 6 4 号	財産の無償譲渡の件……………	2 1 9
議案第 6 5 号	財産の無償貸付の件……………	2 2 0
議案第 6 6 号	財産の無償貸付の件……………	2 2 1
議案第 6 7 号	市道路線の認定及び廃止の件……………	2 2 2

# 一 般 会 計





議案第 1 号

令和6年度富山市一般会計予算

令和6年度富山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,811,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		75,622,130
	1 市民税	31,476,130
	2 固定資産税	31,870,000
	3 軽自動車税	1,383,000
	4 市たばこ税	2,852,000
	5 入湯税	40,000
	6 事業所税	3,792,000
	7 都市計画税	4,209,000
2 地方譲与税		1,457,000
	1 地方揮発油譲与税	330,000
	2 自動車重量譲与税	1,000,000
	3 森林環境譲与税	107,500
	4 特別とん譲与税	2,500
3 利子割交付金		23,000
	1 利子割交付金	23,000
4 配当割交付金		393,000
	1 配当割交付金	393,000
5 株式等譲渡所得割交付金		379,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	379,000
6 法人事業税交付金		1,150,000
	1 法人事業税交付金	1,150,000
7 地方消費税交付金		11,014,000
	1 地方消費税交付金	11,014,000
8 ゴルフ場利用税交付金		56,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,000
9 自動車税環境性能割交付金		151,000
	1 自動車税環境性能割交付金	151,000
10 地方特例交付金		2,288,000
	1 地方特例交付金	2,240,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	48,000
11 地方交付税		17,400,000
	1 地方交付税	17,400,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		60,000
	1 交通安全対策特別交付金	60,000
13 分担金及び負担金		102,090
	1 分担金	16,940
	2 負担金	85,150
14 使用料及び手数料		2,491,781
	1 使用料	2,182,408
	2 手数料	309,373
15 国庫支出金		27,027,794
	1 国庫負担金	20,881,628
	2 国庫補助金	6,063,573
	3 委託金	82,593
16 県支出金		13,623,128
	1 県負担金	8,161,712
	2 県補助金	4,560,775
	3 委託金	900,641
17 財産収入		361,863
	1 財産運用収入	275,361
	2 財産売却収入	86,502
18 寄附金		285,100
	1 寄附金	285,100
19 繰入金		5,532,800
	1 特別会計繰入金	311,534
	2 基金繰入金	5,221,266
20 諸収入		3,996,732
	1 延滞金、加算金及び過料	100,001
	2 市預金利子	157
	3 貸付金元利収入	1,283,741
	4 受託事業収入	59,548
	5 収益事業収入	160,000
	6 雑入	2,393,285
21 市債		12,396,800
	1 市債	12,396,800
歳 入 合 計		175,811,218

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		717,331
	1 議会費	717,331
2 総務費		19,406,982
	1 総務管理費	9,292,230
	2 企画費	6,793,966
	3 徴税費	1,804,814
	4 戸籍住民基本台帳費	805,044
	5 選挙費	200,098
	6 防災費	355,786
	7 統計調査費	65,267
	8 監査委員費	89,777
3 民生費		68,729,471
	1 社会福祉費	32,087,937
	2 児童福祉費	30,763,220
	3 生活保護費	5,343,258
	4 市民生活費	435,149
	5 青少年女性費	86,016
	6 災害救助費	13,891
4 衛生費		10,495,771
	1 保健衛生費	5,642,637
	2 環境衛生費	4,853,134
5 労働費		682,247
	1 労働諸費	682,247
6 農林水産業費		5,878,273
	1 農業費	2,517,076
	2 農地費	2,318,148
	3 林業費	732,971
	4 水産業費	310,078
7 商工費		4,078,626
	1 商工費	4,078,626
8 土木費		23,498,494
	1 土木管理費	712,447
	2 道路橋りょう費	6,214,391

(単位 千円)

款	項	金額
	3 河川水路費	672,179
	4 港湾費	2,468
	5 都市計画費	15,195,250
	6 住宅費	701,759
9 消防費		4,959,385
	1 消防費	4,959,385
10 教育費		12,992,636
	1 教育総務費	2,186,410
	2 小学校費	4,557,880
	3 中学校費	3,206,063
	4 幼稚園費	165,106
	5 社会教育費	2,877,177
11 災害復旧費		3,009,061
	1 農林水産施設災害復旧費	1,716,561
	2 公共土木施設災害復旧費	1,292,500
12 公債費		21,262,941
	1 公債費	21,262,941
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		175,811,218

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	中核型地区センター費 (旧細入中核型地区センター等解体)	323,100	令和6年度	274,600
				令和7年度	48,500
		中核型地区センター費 (旧ほそいり保育所解体)	89,000	令和6年度	62,300
				令和7年度	26,700
3 民生費	2 児童福祉費	児童館施設整備事業費 (蜷川児童館)	388,000	令和6年度	77,600
				令和7年度	310,400
4 衛生費	1 保健衛生費	保健所運営費 (保健所空調設備改修)	674,000	令和6年度	169,200
				令和7年度	504,800
	2 環境衛生費	つばき園費 (つばき園改修)	1,322,970	令和6年度	6,890
				令和7年度	144,080
				令和8年度	1,172,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道整備事業費 (金屋線跨線橋橋桁製作)	300,000	令和6年度	100,000
				令和7年度	200,000
10 教育費	3 中学校費	屋内運動場建設事業費 (山室中学校)	1,184,740	令和6年度	177,690
				令和7年度	1,007,050
	5 社会教育費	公民館建設事業費 (蜷川公民館)	677,080	令和6年度	135,416
				令和7年度	541,664

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市総合体育館R コンセプション事業費	自令和6年度至令和21年度	8,093,436 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内
標準準拠システム構築業務委託費	自令和7年度至令和8年度	1,424,000
ガラス美術館展覧会開催業務委託費	自令和6年度至令和7年度	30,000
ガラス美術館広報活動業務委託費	自令和6年度至令和7年度	5,000
土地評価業務委託費	自令和7年度至令和8年度	52,910
納税通知書等運搬業務委託費	自令和6年度至令和7年度	600
富山市恵光学園管理運営費	令和7年度	5,169
塵芥収集車購入費	自令和6年度至令和7年度	31,600
市未利用地へのPPAによる太陽光発電設備導入補助金	自令和6年度至令和7年度	210,000
一般財団法人富山勤労総合福祉センターの勤労総合福祉施設整備費元利償還金補助金	自令和7年度至令和9年度	7,073 及び利子相当額
国営早月川土地改良事業(応急対策)負担金	自令和7年度至令和20年度	14,562 及び利子相当額
空家総合相談窓口運営業務委託費	自令和7年度至令和9年度	35,810



(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保小学校仮設校舎借上料	自令和6年度至令和12年度	500,000
教育ネットワークサーバ機器保守業務委託費	令和7年度	12,420
東部中学校長寿命化対策事業（その1）設計業務委託費	自令和6年度至令和7年度	36,200
富山市土地開発公社による公共用地等先行取得事業費	自令和6年度至令和16年度	400,000 及び利子相当額
富山市土地開発公社事業資金債務保証	自令和6年度至令和16年度	400,000 及び利子相当額

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理費	991,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
企画費	402,200			
防災費	18,000			
社会福祉費	585,400			
児童福祉費	261,800			
保健衛生費	169,200			
環境衛生費	43,500			
労働費	6,400			
農地費	439,900			
林業費	121,800			
水産業費	84,900			
商工費	40,000			
道路橋りょう費	1,667,800			
河川水路費	384,600			
都市計画費	1,905,800			
住宅費	84,400			
消防費	558,900			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育総務費	29,000			
小学校費	355,000			
中学校費	989,500			
社会教育費	422,700			
農林水産施設 災害復旧費	550,700			
公共土木施設 災害復旧費	484,200			
臨時財政対策費	1,800,000			



公 債 管 理 特 別 会 計



議案第 2 号

令和6年度富山市公債管理特別会計予算

令和6年度富山市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,779,674千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		21,259,982
	1 一般会計繰入金	21,259,982
2 市債		1,519,692
	1 市債	1,519,692
歳入合計		22,779,674



歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		22,779,674
	1 公債費	22,779,674
歳 出 合 計		22,779,674

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換費	1,519,692	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計



議案第 3 号

令和6年度富山市駐車場事業特別会計予算

令和6年度富山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ296,261千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		296,102
	1 使用料	296,102
2 財産収入		159
	1 財産運用収入	159
歳入合計		296,261

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場費		296,261
	1 駐車場管理費	296,261
歳 出 合 計		296,261





母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計



議案第 4 号

令和6年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算  
令和6年度富山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,695千円  
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表  
歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の  
規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債  
の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		12,244
	1 一般会計繰入金	12,244
2 繰越金		10,841
	1 繰越金	10,841
3 諸収入		24,186
	1 貸付金元利収入	24,185
	2 雑入	1
4 市債		15,424
	1 市債	15,424
歳入合計		62,695

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		62,695
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	62,695
歳 出 合 計		62,695

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	15,424	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条 第2項、同法施行令第42条の規定によ る。

# 後期高齢者医療事業特別会計





議案第 5 号

令和6年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,607,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,394,910
	1 後期高齢者医療保険料	5,394,910
2 繰入金		7,185,307
	1 一般会計繰入金	7,185,307
3 諸収入		27,575
	1 受託事業収入	7,427
	2 償還金及び還付加算金	18,100
	3 雑入	48
	4 延滞金及び過料	2,000
歳入	合計	12,607,792

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		148,719
	1 総務管理費	126,418
	2 徴収費	22,301
2 後期高齢者医療広域連合納付金		12,439,973
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	12,439,973
3 諸支出金		18,100
	1 償還金及び還付加算金	18,100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,607,792



まちなか診療所事業特別会計



議案第 6 号

令和6年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

令和6年度富山市のまちなか診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 診療収入		81,756
	1 外来収入	81,756
2 介護収入		3,264
	1 在宅介護収入	3,264
3 使用料及び手数料		396
	1 手数料	396
4 繰入金		43,114
	1 一般会計繰入金	43,114
5 諸収入		145
	1 雑入	145
歳入合計		128,675



歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		111,586
	1 施設管理費	111,586
2 医業費		17,089
	1 医業費	17,089
歳 出 合 計		128,675



# 介護保険事業特別会計



議案第 7 号

令和6年度富山市介護保険事業特別会計予算

令和6年度富山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,176,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		9,453,643
	1 介護保険料	9,453,643
2 使用料及び手数料		1,600
	1 総務手数料	1,600
3 国庫支出金		9,805,561
	1 国庫負担金	7,647,327
	2 国庫補助金	2,158,234
4 支払基金交付金		11,648,704
	1 支払基金交付金	11,648,704
5 県支出金		6,129,755
	1 県負担金	5,961,975
	2 県補助金	167,780
6 財産収入		2,126
	1 財産運用収入	2,126
7 繰入金		7,116,381
	1 一般会計繰入金	6,588,998
	2 基金繰入金	527,383
8 諸収入		18,411
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 第三者納付金	15,000
	3 返納金	1
	4 雑入	3,408
歳入	合計	44,176,181

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		807,126
	1 総務管理費	376,286
	2 徴収費	39,636
	3 介護認定審査会費	390,248
	4 趣旨普及費	956
2 保険給付費		41,889,777
	1 介護サービス等諸費	39,282,315
	2 介護予防サービス等諸費	792,969
	3 その他諸費	47,186
	4 高額介護サービス等費	939,168
	5 高額医療合算介護サービス費	129,857
	6 特定入所者介護サービス等費	698,282
3 地域支援事業費		1,296,384
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,142,908
	2 一般介護予防事業費	62,621
	3 包括的支援事業・任意事業費	90,855
4 基金積立金		2,130
	1 基金積立金	2,130
5 諸支出金		180,764
	1 償還金及び還付加算金	20,150
	2 繰出金	160,614
歳 出 合 計		44,176,181





# 国民健康保険事業特別会計



議案第 8 号

令和6年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度富山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,244,567千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,457,817
	1 国民健康保険料	5,457,817
2 国庫支出金		474
	1 国庫補助金	474
3 県支出金		23,267,651
	1 県負担金・補助金	23,267,651
4 財産収入		1,687
	1 財産運用収入	1,687
5 繰入金		2,491,632
	1 一般会計繰入金	2,128,213
	2 基金繰入金	363,419
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		25,305
	1 延滞金、加算金及び過料	3,003
	2 雑入	22,302
歳入	合計	31,244,567

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		422,246
	1 総務管理費	351,897
	2 運営協議会費	280
	3 趣旨普及費	3,556
	4 特別対策事業費	66,513
2 保険給付費		22,807,280
	1 療養諸費	19,714,289
	2 高額療養費	3,009,262
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	67,029
	5 葬祭諸費	16,200
	6 傷病手当金	200
3 国民健康保険事業費納付金		7,693,103
	1 医療給付費分	4,922,239
	2 後期高齢者支援金等分	2,087,684
	3 介護納付金分	683,180
4 保健事業費		278,265
	1 特定健康診査等事業費	203,493
	2 保健事業費	74,772
5 基金積立金		1,687
	1 基金積立金	1,687
6 公債費		375
	1 公債費	375
7 諸支出金		40,611
	1 償還金及び還付加算金	40,611
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		31,244,567



# 企業団地造成事業特別会計





議案第 9 号

令和6年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

令和6年度富山市の企業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,346千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		62,784
	1 財産運用収入	62,784
2 繰入金		94,562
	1 一般会計繰入金	94,562
歳入合計		157,346

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 企業団地造成事業費		62,869
	1 企業団地造成事業費	62,869
2 公債費		94,477
	1 公債費	94,477
歳 出 合 計		157,346



# 牛岳温泉健康センター事業特別会計



議案第 1 0 号

令和 6 年度 富山市 牛岳温泉健康センター事業特別会計予算  
令和 6 年度 富山市の牛岳温泉健康センター事業特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 8 , 1 1 1 千円  
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表  
歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		32
	1 使用料	32
2 繰入金		58,079
	1 一般会計繰入金	58,079
歳入合計		58,111



歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 牛岳温泉事業費		58,111
	1 牛岳温泉事業費	58,111
歳 出 合 計		58,111



# 牛岳温泉スキー場事業特別会計



議案第 1 1 号

令和 6 年度 富山市 牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

令和 6 年度 富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 0 6 , 8 3 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		100,080
	1 事業収入	100,080
2 財産収入		425
	1 財産運用収入	425
3 繰入金		34,573
	1 一般会計繰入金	34,573
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		252
	1 雑入	252
6 市債		71,500
	1 市債	71,500
歳入合計		206,831

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 スキー場事業費		190,206
	1 スキー場事業費	190,206
2 公債費		16,625
	1 公債費	16,625
歳 出 合 計		206,831

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ス キ ー 場 事 業 費	71,500	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。



競 輪 事 業 特 別 会 計



議案第 1 2 号

令和 6 年度富山市競輪事業特別会計予算

令和 6 年度富山市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 2 , 7 2 3 , 0 2 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		22,392,274
	1 競輪事業収入	22,392,274
2 財産収入		1,271
	1 財産運用収入	1,271
3 繰入金		230,000
	1 基金繰入金	230,000
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		98,476
	1 雑入	98,476
歳入合計		22,723,021

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪費		22,723,021
	1 競輪費	22,723,021
歳 出 合 計		22,723,021



# 公設地方卸売市場事業特別会計





議案第 1 3 号

令和 6 年度 富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 6 年度 富山市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 7 6 3, 4 3 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		174,151
	1 使用料	174,151
2 財産収入		43,425
	1 財産運用収入	43,425
3 繰入金		1,309,602
	1 一般会計繰入金	1,309,602
4 諸収入		67,652
	1 雑入	67,652
5 市債		168,600
	1 市債	168,600
歳入合計		1,763,430

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公設地方卸売市場費		1,682,272
	1 総務管理費	241,934
	2 建設事業費	1,440,338
2 公債費		81,158
	1 公債費	81,158
歳 出 合 計		1,763,430

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公設地方卸売市場事業費	168,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

# 軌道整備事業特別会計



議案第 1 4 号

令和 6 年度富山市軌道整備事業特別会計予算

令和 6 年度富山市の軌道整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 6 , 3 2 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		23,315
	1 使用料	23,315
2 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
3 寄附金		100
	1 寄附金	100
4 諸収入		50
	1 雑入	50
5 繰越金		2,847
	1 繰越金	2,847
歳入合計		26,327



歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 軌道整備事業費		26,327
	1 軌道整備事業費	26,327
歳 出 合 計		26,327



# 賃貸住宅・店舗事業特別会計



議案第 1 5 号

令和 6 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

令和 6 年度富山市の賃貸住宅・店舗事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 0 , 3 8 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		81,879
	1 使用料	81,879
2 国庫支出金		677
	1 国庫補助金	677
3 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
4 諸収入		8,121
	1 雑入	8,121
5 繰入金		9,102
	1 基金繰入金	1,902
	2 一般会計繰入金	7,200
6 市債		600
	1 市債	600
歳入合計		100,381

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 賃貸住宅・店舗事業費		48,961
	1 総務費	48,961
2 公債費		51,420
	1 公債費	51,420
歳 出 合 計		100,381

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
賃 貸 住 宅 ・ 店 舗 事 業 費	600	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。



水 道 事 業 会 計



議案第 16 号

令和 6 年度富山市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度富山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数	1 9 6 , 9 6 8 栓
(2) 年 間 総 給 水 量	4 2 , 9 1 7 , 0 0 0 m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1 1 7 , 5 8 1 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
配 水 施 設 費	4 , 0 0 0 , 7 9 9 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益	7 , 5 4 7 , 5 5 8 千円	
第 1 項 営 業 収 益	6 , 5 0 4 , 2 6 4 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	1 , 0 3 7 , 2 4 8 千円	
第 3 項 特 別 利 益	6 , 0 4 6 千円	
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費	7 , 1 9 4 , 8 0 2 千円	
第 1 項 営 業 費 用	6 , 4 9 7 , 6 5 1 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	6 8 5 , 1 7 7 千円	
第 3 項 特 別 損 失	1 1 , 4 7 4 千円	
第 4 項 予 備 費	5 0 0 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3, 566, 192 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1, 213, 685 千円、当年度分損益勘定留保資金 2, 018, 569 千円及び当年度分消費税及び

地方消費税資本的収支調整額 333,938千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	3,327,238千円
第1項	企業債	2,718,000千円
第2項	他会計出資金	71,850千円
第3項	他会計負担金	9,273千円
第4項	固定資産売却代金	1,946千円
第5項	国庫補助金	482,673千円
第6項	工事負担金	43,496千円
支		出
第1款	資本的支出	6,893,430千円
第1項	建設改良費	4,471,464千円
第2項	企業債償還金	2,421,966千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良 費	配水幹線 整備事業	500,000千円	令和6年度	217,350千円
				令和7年度	282,650千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業費	2,718,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及

			利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
--	--	--	-----------------------------	----------------------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 783,435千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、45,650千円と定める。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久



# 工業用水道事業会計





議案第 17 号

令和 6 年度富山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度富山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	19 事業所
(2) 年間総給水量	31,937,500 m <sup>3</sup>
(3) 1 日平均給水量	87,500 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		484,277 千円
第 1 項 営業収益		460,105 千円
第 2 項 営業外収益		24,172 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費		374,801 千円
第 1 項 営業費用		342,220 千円
第 2 項 営業外費用		31,042 千円
第 3 項 特別損失		1,439 千円
第 4 項 予備費		100 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 116,455 千円は、過年度分損益勘定留保資金 110,910 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,545 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		17 千円

第1項	固定資産売却代金	17千円
	支	出
第1款	資本的支出	116,472千円
第1項	建設改良費	61,033千円
第2項	企業債償還金	55,439千円
	(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 50,950千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、110千円と定める。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

# 公共下水道事業会計



議案第 18 号

令和 6 年度富山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度富山市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	1 2 7 , 7 8 7 戸
(2) 年間総処理水量	5 6 , 8 8 1 , 9 1 0 m <sup>3</sup>
(3) 1 日平均処理水量	1 5 5 , 8 4 1 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道築造費	4 , 2 8 3 , 8 0 0 千円
流域関連公共下水道築造費	3 5 2 , 7 5 0 千円
特定環境保全公共下水道築造費	2 4 7 , 2 0 0 千円
流域関連特定環境保全公共下水道築造費	1 8 3 , 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	下水道事業収益	1 5 , 5 1 7 , 4 1 6 千円
第 1 項	営業収益	1 1 , 5 1 4 , 0 8 7 千円
第 2 項	営業外収益	4 , 0 0 2 , 9 3 7 千円
第 3 項	特別利益	3 9 2 千円
支		出
第 1 款	下水道事業費	1 4 , 3 8 5 , 9 1 7 千円
第 1 項	営業費用	1 2 , 9 4 8 , 9 9 5 千円
第 2 項	営業外費用	1 , 4 1 9 , 9 2 2 千円
第 3 項	特別損失	1 6 , 0 0 0 千円
第 4 項	予備費	1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本

的收入額が資本的支出額に対し不足する額6,874,525千円は、過年度分損益勘定留保資金2,129,974千円、当年度分損益勘定留保資金4,446,221千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額298,330千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	6,815,734千円
第1項	企業債	2,969,800千円
第2項	国庫補助金	1,949,024千円
第3項	他会計出資金	1,720,529千円
第4項	負担金及び分担金	172,487千円
第5項	貸付金返還金	3,894千円
支		出
第1款	資本的支出	13,690,259千円
第1項	建設改良費	5,649,348千円
第2項	企業債償還金	8,033,911千円
第3項	投資	7,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	大沢野浄化センター自家発棟建築新設事業費	178,900千円	令和6年度	35,900千円
				令和7年度	143,000千円
		大沢野浄化センター電気設備更新事業費	526,900千円	令和6年度	30,400千円
	令和7年度			125,300千円	
	令和8年度			371,200千円	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業費	2,969,800千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 611,890千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、46,694千円である。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井 裕久



病 院 事 業 会 計



議案第 19 号

令和 6 年度富山市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度富山市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般	精 神	感 染 症	計
5 3 9 床	5 0 床	6 床	5 9 5 床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	1 6 8 , 2 6 5 人	外 来	2 6 0 , 6 5 4 人
-----	-----------------	-----	-----------------

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	4 6 1 人	外 来	1 , 0 7 3 人
-----	---------	-----	-------------

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費	1 , 2 0 9 , 2 5 4 千円
--------------	----------------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	1 4 , 9 9 2 , 6 4 5 千円
--------------	------------------------

第 1 項 医 業 収 益	1 3 , 6 7 1 , 3 7 5 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 収 益	1 , 3 2 1 , 2 6 0 千円
-----------------	----------------------

第 3 項 特 別 利 益	1 0 千円
---------------	--------

支 出

第 1 款 病院事業費用	1 5 , 1 9 8 , 2 0 7 千円
--------------	------------------------

第 1 項 医 業 費 用	1 4 , 8 7 7 , 6 0 7 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 費 用	3 2 0 , 3 0 0 千円
-----------------	------------------

第 3 項 予 備 費	3 0 0 千円
-------------	----------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本

的収入額が資本的支出額に対し不足する額 587,018 千円は過年度分損益勘定留保資金 477,086 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 109,932 千円で補填するものとする。)

収		入
第 1 款	資本的収入	1,382,146 千円
第 1 項	企業債	1,199,500 千円
第 2 項	出資金	182,636 千円
第 3 項	寄附金	10 千円
支		出
第 1 款	資本的支出	1,969,164 千円
第 1 項	建設改良費	1,209,254 千円
第 2 項	企業債償還金	759,910 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業建設改良事業費	1,199,500千円	普通貸借又は証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,996,715千円

(2) 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、432,779千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,815,163千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	医療器械	頭腹部血管造影装置	1台
	医療器械	X線透視診断装置	1台
	医療器械	血管造影システム	1式
	医療器械	全身用X線CT装置	1台
	備品	電話交換機	1式
	備品	無停電電源装置	1台
	備品	電子カルテシステム	1式

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久



# 農業集落排水事業会計





議案第 20 号

令和 6 年度富山市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度富山市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	6, 094 戸
(2) 年間総処理水量	1, 594, 440 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	4, 368 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管路建設改良費	21, 600 千円
処理場建設改良費	15, 600 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中総係費 3, 200 千円及び資産減耗費 6, 600 千円の財源に充てるため、企業債 9, 800 千円を借り入れる。

収		入
第 1 款	農業集落排水事業収益	1, 536, 806 千円
第 1 項	営業収益	323, 465 千円
第 2 項	営業外収益	1, 213, 341 千円
支		出
第 1 款	農業集落排水事業費用	1, 325, 185 千円
第 1 項	営業費用	1, 213, 125 千円
第 2 項	営業外費用	91, 678 千円
第 3 項	特別損失	19, 882 千円
第 4 項	予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 616, 229 千円は、

当年度分損益勘定留保資金614,811千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,418千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	127,789千円
第1項	企業債	3,118千円
第2項	他会計出資金	102,872千円
第3項	負担金及び分担金	21,600千円
第4項	長期貸付金償還金	199千円
支		出
第1款	資本的支出	744,018千円
第1項	建設改良費	37,200千円
第2項	企業債償還金	705,818千円
第3項	投資	1,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ49,182千円及び49,142千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	9,800千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
借換費	3,118千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,120千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費用の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、139,926千円である。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

議案第 2 1 号

政治倫理の確立のための富山市長の資産等の公開に関する条例  
の一部を改正する条例制定の件

政治倫理の確立のための富山市長の資産等の公開に関する条例の一  
部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

政治倫理の確立のための富山市長の資産等の公開に関する条例  
の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための富山市長の資産等の公開に関する条例（平  
成 1 7 年富山市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「市内に住所を有する個人並びに市内に事務所又は  
事業所を有する個人及び法人その他の団体は」を「何人も」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 2 号

富山市公民館条例及び富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件

富山市公民館条例及び富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公民館条例及び富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例

(富山市公民館条例の一部改正)

第 1 条 富山市公民館条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立黒瀬谷公民館の項中「八尾町檜尾 1 6 2 番地」を「八尾町小長谷 3 5 2 番地」に改める。

(富山市農村環境改善センター等条例の一部改正)

第 2 条 富山市農村環境改善センター等条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表富山市黒瀬谷交流センターの項を削る。

第 4 条の表富山市黒瀬谷交流センターの項を削る。

別表第 1 富山市大長谷交流センター及び富山市黒瀬谷交流センターの項中「及び富山市黒瀬谷交流センター」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、第 2 条の規定による改正前の富山市農村環境改善センター等条例（同項において「旧農村環境改善センター等条例」という。）

)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為（富山市黒瀬谷交流センターに係るものに限る。）は、第1条の規定による改正後の富山市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに、旧農村環境改善センター等条例第5条第1項の規定により承認の申請（富山市黒瀬谷交流センターに係るものに限る。）のあった施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 2 3 号

富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市保健所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市保健所条例の一部を改正する条例  
富山市保健所条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用料等の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 円に切り上げるものとする。

別表水質試験検査手数料の項を次のように改める。

水質試験検査 手数料	レジオネラ属 菌定量試験	1 検体につき	1 1 , 1 0 0
---------------	-----------------	---------	-------------

別表中備考 3 及び備考 4 を削り、備考 5 を備考 3 とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 4 号

富山市理容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市理容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市理容師法施行条例の一部を改正する条例  
富山市理容師法施行条例（平成 2 4 年富山市条例第 6 0 号）の一部  
を次のように改正する。

第 3 条第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、洗髪設備にあっては、市長が公衆衛生上支障がないと認  
める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 2 5 号

富山市美容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市美容師法施行条例の一部を改正する条例  
富山市美容師法施行条例（平成 2 4 年富山市条例第 6 1 号）の一部  
を次のように改正する。

第 3 条第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、洗髪設備にあっては、市長が公衆衛生上支障がないと認  
める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 149 条の 4」を「第 149 条の 5」に改める。

第 2 条第 1 項第 6 号中「、指定通所支援基準第 55 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第 26 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第 27 条第 2 項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加える。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第3項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第4項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条第1項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第8章第5節中第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)が当該共生型自立訓練(機能訓練)の事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

第150条中「第206条」を「第150条の3に規定する病院又は診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス及び第206条」に改める。

第150条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービスの事業に関して当該病院又は診療所が満たすべき基準は、規則で定める。

第159条及び第172条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自

己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている」を削り、「指定障害福祉サービス事業者」の次に「であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」を加える。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「訪問」の次に「し、又はテレビ電話装置等を活用」を加える。

第194条の20中「第60条中」を「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第198条の2第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第198条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の6に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第198条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4に次の2項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第

1 7項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第201条中「、第76条」を削る。

第201条の2中「入浴」を「相談、入浴」に、「及び食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の10の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同条に第1項から第5項までとして次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス



支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第201条の11中「、第76条」を削る。

第201条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の22中「、第76条」を削る。

第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第207条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第208条ただし書中「従事させ」の次に「、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加える。

第210条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第211条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

附則第5項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第8項及び第9項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条―第161条) を

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条―第161条)

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針 (第161条の2)

第2節 人員に関する基準 (第161条の3・第161条の4)

第3節 設備に関する基準 (第161条の5)

第4節 運営に関する基準 (第161条の6―第161条の9) 」

改める。

第4条第1項中「及び第8章」を「、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日

常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者)

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該指定就労選択支援の事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）を置かなければならない。

2 就労選択支援員の員数、その算定方法その他の就労選択支援員の配置に関する基準は、規則で定める。

(準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなけれ

ばならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資す

る情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第171条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第185条中「及び第147条」を「、第147条及び第171

条の２」に改める。

第１９０条及び第１９４条中「第１４７条」の次に「、第１７１条の２」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第１９８条の７（新条例第２０１条の２２において準用する場合を含む。以下同じ。）及び新条例第２０１条の１０の規定の適用については、新条例第１９８条の７第２項及び第３項並びに第２０１条の１０第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第１９８条の７第４項及び第２０１条の１０第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

議案第 27 号

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 5 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 言語聴覚士

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において単に「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第27条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己



決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第27条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第27条の3 指定障害者支援施設は、利用者への地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確

認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条を削り、第58条を第57条とし、第58条の2を第58条とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「新条例」という。）第27条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

議案第 28 号

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相

談支援（児童福祉法第24条の2第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第52条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該就労移行支援の事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移

行支援事業者」という。)は、当該就労移行支援の事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。))を「就労移行支援事業者は、就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条第1号及び」を削る。

第88条中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。  
第2条 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条―第60条) を

「第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条―第60条) に  
第5章の2 就労選択支援(第60条の2―第60条の8)」  
改める。

第3条中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援

事業者」という。)が当該就労選択支援の事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員)

第60条の4 就労選択支援事業者は、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。)

2 前項各号に規定する職員の員数、その算定方法その他の職員の配置に関する基準は、規則で定める。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは、「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提



供を行うものとする。

第 8 4 条中「及び第 5 3 条」を「、第 5 3 条及び第 6 8 条の 2」に改める。

第 8 7 条中「第 5 3 条」の次に「、第 6 8 条の 2」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 29 号

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 11 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 言語聴覚士

第 18 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次

に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において単に「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われ

るよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者への地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

#### 第44条 削除

##### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新条例」とい

う。) 第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

議案第 30 号

富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例  
富山市障害者福祉プラザ条例（平成 17 年富山市条例第 159 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 富山市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）

ア 多目的ホール

イ 温水訓練施設

ウ 介護実習室

エ 料理実習室

オ 多機能室

カ 教養室

キ アからカまでに掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施設

第 3 条の 3 第 3 号を削り、同条第 2 号中「第 4 条各号」を「次条各号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 福祉センターの施設（第 3 条第 1 号アからカまでに掲げる施設に限る。第 6 条第 1 項において同じ。）の使用の承認に関する業務

第 4 条中「富山市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）」を「福祉センター」に改める。

第 4 条の 2 中「午前 9 時から午後 9 時まで」を「次のとおり」に改

め、同条に次の各号を加える。

(1) 第3条第1号（イを除く。）に掲げる施設

ア 日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前9時から午後5時まで

イ アに掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

(2) 第3条第1号イに掲げる施設

ア 日曜日及び休日 午前10時から午後4時まで

イ アに掲げる日以外の日 午前9時から午後5時まで

第4条の3中「12月29日から翌年の1月3日までの日」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第3条第1号（イを除く。）に掲げる施設 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 第3条第1号イに掲げる施設

ア 月曜日（この日が休日に当たる場合を除く。）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

第6条第1項中「福祉センター」の次に「の施設」を加える。

第14条の3第2号を次のように改める。

(2) 休日

第15条第1号中「（以下単に「地域生活支援事業」という。）」を削る。

第17条中「前条」を「第16条」に改める。

第18条中「、第6条、第7条、第9条及び第11条から第13条までの規定中「福祉センター」とあるのは「作業センター」と」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第 3 1 号

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たすこととすることができるものとする。

第 2 5 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第1項の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

議案第 3 2 号

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第28条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 3 号

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条  
例（平成 2 4 年富山市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 2 条の 2」を「第 3 2 条の 3」に改める。

第 2 3 条の 2 中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、  
当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得  
て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、  
必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第 2 4 条第 2 項中「第 3 2 条の 2」を「第 3 2 条の 3」に改める。

第 2 8 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項中  
「入院治療を必要とする入所者の」を「入所者の病状の急変等に備え  
る」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」  
に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより  
当該要件を満たすこととすることができるものとする。

第 2 8 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 特別養護老人ホームは、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、  
入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医

療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第38条の2 ユニット型特別養護老人ホームの管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第39条及び第41条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第42条中「第38条」を「第38条の2」に、「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第28条第1項(新条例第39条、第41条及び第42条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第32条の3(新条例第39条、第41条及び第42条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 3 4 号

富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市介護保険条例の一部を改正する条例

富山市介護保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「3 5, 7 0 0 円」を「3 3, 3 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「5 5, 5 0 0 円」を「5 1, 5 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 9, 4 0 0 円」を「5 4, 7 0 0 円」に改め、同項第 6 号イ及び第 7 号イ中「又は第 1 1 号イ」を「、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ又は第 1 3 号イ」に改め、同項第 8 号ア中「1 9 0 万円」を「2 1 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 1 号イ」を「、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ又は第 1 3 号イ」に改め、同項第 9 号ア中「1 9 0 万円」を「2 1 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 1 号イ」を「、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ又は第 1 3 号イ」に改め、同項第 1 0 号中「1 4 6, 6 0 0 円」を「1 3 4, 7 0 0 円」に改め、同号ア中「7 0 0 万円」を「4 2 0 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 1 2 号イ又は第 1 3 号イ」に改め、同項第 1 1 号中「1 5 8, 4 0 0 円」を「1 5 0, 5 0 0 円」に改め、同号ア中「7 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円」を「4 2 0 万円以上 5 2 0 万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第 1 3 号イ」を加え、同項第 1 2 号中「1 6 6, 4 0 0 円」を「1 9 0, 1 0 0 円」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同項第 1 1 号の次に次の 2 号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 1 6 6, 4 0 0 円



ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 182, 200円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項及び第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「55,500円」を「54,300円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第11号まで」を「第13号まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市介護保険条例第3条及び第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 5 号

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件  
富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例  
(富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 4 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

第 3 4 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改める。

第 4 4 条ただし書及び第 5 0 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 5 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第61条ただし書及び第101条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第105条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第133条ただし書及び第149条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第155条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第166条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。

第174条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第179条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。  
第184条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第192条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第194条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第204条中「及び第166条」を「、第166条及び第166条の2」に改める。

第207条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者」に改め、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設けなければならない設備及びその基準は、規則で定める。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設けなければならない設備及びその基準は、規則で定める。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設けなければならない設備及びその基準は、規則で定める。

第209条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第214条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第219条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第228条の次に次の1条を加える。

(口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理)

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔<sup>くわう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第234条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症を

いう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第237条中「及び第159条」を「、第159条及び第166条の2」に改める。

第241条ただし書及び第251条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第255条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第255条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等

を踏まえ、提案を行うこと。

第256条第1項中「内容等」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第261条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改める。

第263条中「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第108条第2項」に改め、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第265条中「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第108条第2項」に改め、「サービスの利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第268条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第273条中第4号を第7号とし、第3号を第4号とし、同号の

次に次の２号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第２７３条中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第２７４条に次の１項を加える。

５ 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第２７６条中「第１０８条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項を「第１０８条第２項」に改め、「サービス利用」と」の次に「、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第２条 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第６６条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。



第72条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第81条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年富山市条例第50号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山市条例第25号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、医師に係る前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第86条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作

成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第95条第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第95条第2項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第95条第3項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第137条第3項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、医師に係る前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第140条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第141条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第3条 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第34条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第261条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年富山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項(新条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第

40条の2（新条例第98条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第96条の規定の適用については、同条中「事業の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第98条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、新条例第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和6年6月1日

(2) 第3条の規定 令和7年4月1日

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第155条第5項（新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第174条第7項、第194条第5項及び第209条第7項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第166条の2（新条例第181条、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）及び第237条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第166条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第228条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

議案第 3 6 号

富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 5 条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

第 3 5 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 5 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は

他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第84条第1項ただし書中「規則で定める」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の」に改める。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同

条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講ずること。

第106条を削り、第107条を第106条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）



第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条」に改める。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定

指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条」に改める。

第166条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第173条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たすこととすることができるものとする。

第173条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関

との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第178条中「及び第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条中「第4項まで」の次に「、第107条」を加える。

第193条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する規則で定める施設等」を削る。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1項を加える。

(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講ずること。

第203条中「、第101条から第105条まで及び第107条」を「及び第101条から第107条まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第35条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第93条第6号及び第198条第6号の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第107条（新条例第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第107条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第173条第1項（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

議案第 37 号

富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第 34 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たすこととすることができるものとする。

第 34 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。

第49条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第49条の2 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第35条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第1項(新条例第50条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第41条の3(新条例第50条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第41条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 3 8 号

富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第 3 4 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たすこととすることができるものとする。

第 3 4 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の



発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第48条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第48条の2 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第35条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第1項(新条例第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3(新条例第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 3 9 号

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 5 5 条の 4 第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改める。

第 5 9 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第87条第1項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「保健師等」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「をいう。）」を「をいう。第251条第4号及び第265条第3号において同じ。）」に改める。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第137条中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第140条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「保健師等」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項の規定による」を「同項の規定による」に改める。

第141条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第158条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第176条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第178条に次の1項を加える。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第182条中「及び第141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第192条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者」に改め、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設けなければならない設備及びその基準は、規則で定める。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設けなければならない設備及びその基準は、

規則で定める。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設けなければならない設備及びその基準は、規則で定める。  
第195条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第205条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第209条を削り、第210条を第209条とし、第211条を第210条とし、同条の次に次の1条を加える。

(口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔<sup>くわう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第215条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感

染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第218条中「第55条の4から」の次に「第55条の8まで、第55条の10から」を加え、「(第55条の9第2項を除く。)」を削り、「及び第140条の2」を「、第140条の2及び第141条の2」に改める。

第229条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第235条中「第55条の4から」の次に「第55条の8まで、第55条の10から」を加え、「(第55条の9第2項を除く。)」を削り、「第210条第2項」を「第209条第2項」に改める。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改める。

第251条中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第251条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第252条第1項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第257条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第265条中「販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関して点検を行うことその他の規則で定める方針」を「次に掲げるところ」に改め、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。



(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第265条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第266条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第267条第1項中「第210条第1項」を「第209条第1項」に改める。

第2条 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第77条第1項中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第77条第2項中「第12号」を「第13号」に、「同項第13

号」を「同項第14号」に改め、同条第3項中「第10号から第13号」を「第11号から第14号」に改める。

第80条第3項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年富山市条例第50号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山市条例第25号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、医師に係る前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第87条第1項中第13号を第15号とし、第9条から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第87条第1項中第7号を第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第 87 条第 2 項中「第 12 号」を「第 14 号」に、「同項第 13 号」を「同項第 15 号」に改める。

第 96 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 3 号中「前号」を「第 2 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第 96 条第 2 項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第 96 条第 3 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第 118 条第 3 項中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで」に、「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第 115 条の 11 において準用する法第 72 条第 1 項の規定により法第 53 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第 4 条又は介護医療院基準条例第 4 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、医師に係る前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 126 条第 1 項中第 12 号を第 14 号とし、第 9 号から第 11 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 8 号を第 9 号とし、同号の次に次の

1号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

第126条第1項中第7号を第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第126条第2項中「第11号」を「第13号」に、「同項第12号」を「同項第14号」に改める。

第3条 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第55条の4に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第247条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年富山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（新条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第55条の10の2（新条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第92条の規定の適用については、同条中「事業の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」とする。

附則第4項を次のように改める。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第55条の2の2（新条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、新条例第55条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和6年6月1日

(2) 第3条の規定 令和7年4月1日

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第137条第2項(新条例第160条、第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)及び第178条第2項(新条例第197条において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第141条の2(新条例第160条、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))及び第218条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第141条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第211条の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

議案第 4 0 号

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 0 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（」、「附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「をいう。）」を削る。

第 1 1 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 3 3 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第1項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

第43条第2項中「第12号」を「第13号」に、「同項第13号」を「同項第14号」に改める。

第46条中「規則で定める職務」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第63条を削り、第64条を第63条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併



設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条」に改め

る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第33条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

### (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（同項において「新条例」という。）第54条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

### (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第64条（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第64条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 4 1 号

富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位

置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の1号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこと。

第16条第13号の2中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号

富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、規則で定める員数以上の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」を「保健師等（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次

章の規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条第2号の次に次の1号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこと。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じること。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号

富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例を廃止する条例制定の件

富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例を廃止する条例

富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 4 4 号

富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年富山市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第 3 4 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たすこととすることができるものとする。

第 3 4 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 介護医療院は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時

等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第48条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第48条の2 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第35条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第1項(新条例第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3(新条例第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 4 5 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山市国民健康保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第15条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の見出しを「（基礎賦課額の被保険者均等割額）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の見出しを「（基礎賦課額の世帯別平等割額）」に改め、同条第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条から第20条までを次のように改める。

第18条から第20条まで 削除

第21条中「又は第18条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第1項において同じ。）」を削る。

第23条の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課総額）」に改め、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第24条の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第25条の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第26条の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額）」に改める。

第27条の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額）」に改める。

第28条から第30条までを次のように改める。

第28条から第30条まで 削除

第31条中「又は第28条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第28条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条において同じ。）」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改める。

第32条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第40条第1項中「、第18条の額」及び「、第28条の額」を削り、「第41条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「次条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第43条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第43条の2第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「、第18条の額」及び「、第28条の額」を削り、「第41条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「次条第1項各号に定める額、第43条の2第1項に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第43条の2第3項第1号」に改める。

第41条第1項中「又は第18条」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第2項中「又は第18条」及び「又は第28条」を削り、同条第3項中「又は第18条」を削る。

第43条の2第1項中「又は第20条」を削り、同条第2項中「又は第20条」及び「又は第30条」を削り、同条第3項第1号中「又

は第20条」を削り、同条第4項中「又は第20条」及び「又は第30条」を削る。

第43条の3第1項中「又は第18条」を削り、同条第2項中「又は第18条」及び「又は第28条」を削り、同条第3項及び第4項中「又は第18条」を削り、同条第5項中「又は第18条」及び「又は第28条」を削り、同条第6項中「又は第18条」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の富山市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 4 6 号

富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市保育所条例の一部を改正する条例

富山市保育所条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保護者の委託を受けて、保育に欠けるその」を「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、保育を必要とする」に改め、「、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づく児童福祉施設及び同法第 2 4 条第 7 項の規定により地域の実情に応じるための施設として」を削る。

第 2 条第 1 項中「前条に規定する児童福祉施設としての」を削り、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 2 項各号列記以外の部分中「保育所」を「子ども」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに該当する子ども 無料
- (2) 子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもに該当する子ども 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成 2 7 年富山市条例第 3 6 号）別表に定める額

第 5 条第 1 項中「別表第 1 に掲げる」を削り、同条第 2 項中「別表第 4 」を「別表第 2 」に改める。

第 6 条第 1 項中「別表第 1 に掲げる」を削り、同条第 2 項中「別表第 5 」を「別表第 3 」に改める。



別表第 1 富山市立黒瀬谷保育所の項を削る。

別表第 2 及び別表第 3 を削り、別表第 4 を別表第 2 とし、別表第 5 を別表第 3 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の富山市保育所条例別表第 2 に掲げる保育所において受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

議案第 4 7 号

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 8 号

富山市ひとり親家庭等医療費助成条例及び富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

富山市ひとり親家庭等医療費助成条例及び富山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市ひとり親家庭等医療費助成条例及び富山市営住宅条例の一部を改正する条例

(富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成 1 7 年富山市条例第 1 5 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 6 号中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2」を加える。

(富山市営住宅条例の一部改正)

第 2 条 富山市営住宅条例(平成 1 7 年富山市条例第 2 4 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 8 号イ中「第 1 0 条第 1 項(」を「第 1 0 条第 1 項又は第 1 0 条の 2(これらの規定を」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 9 号

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年富山市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

「第 3 章 医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針（第 6 8 条）

目次中 第 2 節 人員に関する基準（第 6 9 条・第 7 0 条） を

第 3 節 設備に関する基準（第 7 1 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 7 2 条－第 7 8 条）」

「第 3 章 削除」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改め、同項第 2 号及び第 1 0 号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第 1 3 号中「、第 6 8 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 3 条ただし書を削る。

第 4 条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第 5 条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第3項を次のように改める。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第4項を削り、同条第5項中「第1項から前項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第6項中「前項」を「前2項」に改め、同条第7項中「前2項」を「前3項」に、「第4項」を「第3項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に規定する設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定

児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「指定児童発達支援の具体的内容」を「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点踏まえた指定児童発達支援の具体的内容」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第62条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所は、訓練」を「発達支援を行う場所には、支援」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 削除

第68条から第78条まで 削除

第79条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第82条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第88条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所は、」を「発達支援を行う場所には、支援に」に改める。

第92条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「訓練その他の支援（以下「訓練等」を「支援その他の支援（以下この項におい



て単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等」を「並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第98条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」、第27条の2」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第53条から第56条まで及び第77条」を「及び第53条から第56条まで」に改め、「居宅訪問型児童発達支援計画」と」の次に「、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第103条中「及び第5項を除く。）」を「を除く。）」、第27条の3」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「、第77条」及び「及び第28条」を削り、「保育所等訪問支援計画」と」の次に「、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と」を、「従業者の勤務の体制」と」の次に「、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第104条第1項中「第69条、」及び「、第69条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削る。

第106条第1項中「、第72条」を削り、同条第2項中「、第72条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」及び「、指定医療型児童発達支援の事業又は」を「又は」に改め、同条第3項及び第4項中「、第72条」を削る。

第107条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第78条」を削り、同条第2項及び第3項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第27条の2（同条例第60条、第64条、第85条、第86条、第90条及び第98条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

議案第 5 0 号

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

富山市スポーツ施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 1 2 の項を削り、1 3 の項を 1 2 の項とし、1 4 の項から 2 1 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、2 2 の項を削り、2 3 の項を 2 1 の項とし、2 4 の項及び 2 5 の項を削り、2 6 の項を 2 2 の項とし、2 7 の項を 2 3 の項とし、2 8 の項を削り、2 9 の項を 2 4 の項とし、3 0 の項から 4 9 の項までを 5 項ずつ繰り上げ、5 0 の項を削り、5 1 の項を 4 5 の項とし、5 2 の項から 6 2 の項までを 6 項ずつ繰り上げる。

第 2 条の 2 中「3 2 の項まで、3 5 の項、3 6 の項、3 7 の項から 4 0 の項まで、4 2 の項、4 3 の項、4 6 の項、4 8 の項、5 1 の項、5 2 の項及び 5 9 の項」を「2 7 の項まで、3 0 の項から 3 5 の項まで、3 7 の項、3 8 の項、4 1 の項、4 3 の項、4 5 の項、4 6 の項及び 5 3 の項」に改める。

第 2 条の 3 第 3 号及び第 7 条第 7 項中「5 1 の項及び 5 2 の項」を「4 5 の項及び 4 6 の項」に改める。

別表第 1 蜷川庭球場、月岡庭球場、呉羽庭球場及び西番庭球場の項及びスポーツ・カヌーセンターの項を削り、同表備考 1 中「、蜷川ちびっこ運動場」を削る。

別表第 2 の 8 馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、蜷川庭球場、五艘庭球場、呉羽庭球場、星井町庭球場、布瀬南公園庭球場、西番庭球場、城東ふれあい公園庭球場及び東富山運動広場庭球場の項中「、蜷川庭

球場」、「呉羽庭球場」及び「西番庭球場」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 1 号

富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
制定の件

富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
(富山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市病院事業の設置等に関する条例(平成 1 7 年富山市条例第 1 6 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(平成 1 7 年富山市条例第 2 9 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 3 条 富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 3 年富山市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 1 7 3 条第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 2 号

富山市速星墓地公園事業基金条例を廃止する条例制定の件  
富山市速星墓地公園事業基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市速星墓地公園事業基金条例を廃止する条例  
富山市速星墓地公園事業基金条例（平成 1 7 年富山市条例第 8 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 3 号

富山市漁港管理条例及び富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市漁港管理条例及び富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市漁港管理条例及び富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 富山市漁港管理条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 2 2 号）第 1 条
- (2) 富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 2 5 年富山市条例第 4 0 号）第 3 条第 2 2 号

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 5 4 号

富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定  
の件

富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例  
富山市農村環境改善センター等条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 0  
5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表富山市水橋東部農村地域交流センターの項を削る。

第 4 条の表富山市水橋東部農村地域交流センターの項を削る。

第 4 条の 2 中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号  
とする。

別表第 1 富山市水橋東部農村地域交流センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 5 号

富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例  
富山市コミュニティバス条例（平成 2 1 年富山市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、小佐波線」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

種別		単位	金額（円）
普通乗車		1 人につき 1 回	2 0 0
回数券		1 1 枚つづり	2, 0 0 0
1 日券		1 人につき 1 枚	4 0 0
定期券	一般	1 路線につき 1 月	6, 0 0 0
		1 路線につき 3 月	1 8, 0 0 0
		1 路線につき 6 月	3 6, 0 0 0
	通学用（高校生）	1 路線につき 1 月	3, 0 0 0
		1 路線につき 3 月	9, 0 0 0
		1 路線につき 6 月	1 8, 0 0 0

備考

- 1 未就学児、小学生及び中学生は、無料とする。
- 2 普通乗車の項又は回数券の項に定める使用料を納付して使用する場合は、1 回の使用につき 1 回に限り、降車した停留所から他の路線への乗継ぎをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付した回数券については、施行日以後においても使用することができる。

(準備行為)

- 3 改正後の富山市コミュニティバス条例別表第2に規定する使用料の徴収その他使用料を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 5 6 号

富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金条例を廃止する条例  
制定の件

富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金条例を廃止する条例  
富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金条例（令和元年富山市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 7 号

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等  
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関  
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等  
に関する条例の一部を改正する条例

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関  
する条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 3 号）の一部を次のように改  
正する。

第 2 条第 4 項第 2 号中「1 1 , 0 5 7 . 6 ヘクタール」を「1 1 ,  
0 7 3 . 7 ヘクタール」に改め、同項第 3 号中「3 7 7 , 4 2 0 人」  
を「3 7 6 , 3 6 0 人」に改め、同項第 4 号中「2 5 9 , 6 7 0 立方  
メートル」を「2 5 9 , 1 2 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 8 号

富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
富山市水道事業給水条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 9 号

富山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定の件  
富山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(富山市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 富山市水道事業給水条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 2 項を削る。

(富山市下水道条例の一部改正)

第 2 条 富山市下水道条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項を削る。

(富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部改正)

第 3 条 富山市地域し尿処理施設に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項を削る。

(富山市農業集落汚水処理施設条例の一部改正)

第 4 条 富山市農業集落汚水処理施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(料金等に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の富山市水道事業給水条例の規定はこ

の条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の使用水量に係る水道料金について、第2条の規定による改正後の富山市下水道条例の規定、第3条の規定による改正後の富山市地域し尿処理施設に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の富山市農業集落汚水処理施設条例の規定は施行日以後に排除した汚水量に係る使用料について適用し、施行日前の使用水量に係る水道料金及び施行日前に排除した汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和6年8月31日までの間に支払いを受ける権利が確定する水道料金及び使用料については、なお従前の例による。



議案第 6 0 号

富山市笹倉駐車場条例を廃止する条例制定の件  
富山市笹倉駐車場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市笹倉駐車場条例を廃止する条例  
富山市笹倉駐車場条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 6 1 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市手数料条例の一部を改正する条例

富山市手数料条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を削る。

別表 1 標準事務に係る手数料の表 4 の部 2 の項第 5 号ア中「1, 1 8 0, 0 0 0 円」を「1, 4 5 0, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「1, 4 1 0, 0 0 0 円」を「1, 7 2 0, 0 0 0 円」に改め、同号ウ中「1, 5 9 0, 0 0 0 円」を「1, 9 2 0, 0 0 0 円」に改め、同号エ中「1, 9 5 0, 0 0 0 円」を「2, 3 6 0, 0 0 0 円」に改め、同号オ中「2, 2 7 0, 0 0 0 円」を「2, 7 4 0, 0 0 0 円」に改め、同号カ中「4, 5 5 0, 0 0 0 円」を「5, 6 4 0, 0 0 0 円」に改め、同号キ中「5, 8 2 0, 0 0 0 円」を「7, 2 4 0, 0 0 0 円」に改め、同号ク中「7, 0 7 0, 0 0 0 円」を「8, 7 9 0, 0 0 0 円」に改める。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の部中 4 9 の項を 5 4 の項とし、4 8 の項を 5 1 の項とし、同項の次に次のように加える。

5 2 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づく建築基準法第 4 3 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物についての認定	2 7, 0 0 0 円
5 3 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく建築基準法第 4 4 条第 1	2 7, 0 0 0 円

項の規定の適用を受けない建築物についての認定
------------------------

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の部中47の項を50の項とし、42の項から46の項までを3項ずつ繰り下げ、同部41の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の数が1」を「建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係るものに限る。以下この区分において同じ。）の数が1」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物」を「、建築物」に改め、同項を同部44の項とし、同部40の項中「各部分の高さ」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の数が1」を「建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係るものに限る。以下この区分において同じ。）の数が1」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物」を「、建築物」に改め、同項を同部43の項とし、同部39の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係るものに限る」に改め、同項を同部42の項とし、同部38の項中「が建築される」を「の建築等をする」に、「既存建築物を前提とした建築物（既存建築物を除く）」を「建築物（建築等をするものに限る）」に改め、同項を同部41の項とし、同部37の項中「に建築される」を「において建築等をする」に、「建築される建築物の数が1」を「建築物（建築等をするものに限る。以下この区分において同じ。）の数が1」に、「、建築される建築物」を「、建築物」に改め、同項を同部40の項とし、同部36の項中「が建築される」を「の建築等をする」に、「既存建築物を前提とした建築物の数（既存建築物を除く。以下この区分において同じ。）」を「建築物（建築等をするものに限る。以下この区分において同じ。）の数」に改め、同項を同部39の項とし、同部35の項中「建築される建築物の数が1」を「建築物（建築等をするものに限る。以下この区分において同

じ。)の数が1」に、「、建築される建築物」を「、建築物」に改め、同項を同部38の項とし、同部中34の項を37の項とし、18の項から33の項までを3項ずつ繰り下げ、17の項を19の項とし、同項の次に次のように加える。

20 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可	160,000円
------------------------------------	----------

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の部中16の項を18の項とし、同部15の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「高さの許可」を「高さに関する制限の適用除外に係る許可」に改め、同項を同部17の項とし、同部中14の項を15の項とし、同項の次に次のように加える。

16 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可	160,000円
------------------------------------	----------

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の部中13の項を14の項とし、10の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例の認定	27,000円
--	---------

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の8の部及び85の9の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表85の10の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表85の11の部から85の15の部までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の部15の項の改正規定は、公

布の日から施行する。

議案第 6 2 号

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定  
の件

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
富山市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9  
1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改め  
る。

別表中「1 2, 4 4 0」を「1 2, 5 0 0」に、「1 3, 3 2 0」  
を「1 3, 3 5 0」に、「1 0, 6 7 0」を「1 0, 8 0 0」に、「  
1 1, 5 5 0」を「1 1, 6 5 0」に、「8, 9 0 0」を「9, 1 0  
0」に、「9, 7 9 0」を「9, 9 5 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別  
表の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」  
という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前  
に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、  
障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年  
金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生  
じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべ  
き事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、

なお従前の例による。

議案第 6 3 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり建物を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 無償で譲渡する建物

ア) 旧富山市相撲場

- (1) 場 所 富山市磯部町一丁目1番10号
- (2) 構 造 鉄骨造平屋建
- (3) 床 面 積 81.00 m<sup>2</sup>

2 譲渡の目的 相撲用施設

3 譲渡の相手方 富山市磯部町一丁目1番地  
富山縣護國神社  
代表役員 梶野 守雄



議案第 6 4 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり建物を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 無償で譲渡する建物

ア) 富山市水橋東部農村地域交流センター

(1) 場 所 富山市水橋堅田176番地1

(2) 構 造 木造平屋建

(3) 床 面 積 95.85㎡

2 譲 渡 の 目 的 水橋堅田町内会集会用施設

3 譲 渡 の 相 手 方 富山市水橋堅田258番地

水橋堅田町内会

会長 高橋 浩

議案第 6 5 号

財産の無償貸付の件

次のとおり土地を無償貸付するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 無償で貸付する土地
  - (1) 場 所 富山市呉羽町字宮ノ下 1 8 8 4 番 2 0 外 2 筆
  - (2) 面 積 5, 2 0 3. 1 3 m<sup>2</sup>
- 2 貸 付 の 目 的 桐朋学園大学院大学校地
- 3 貸 付 の 相 手 方 東京都調布市若葉町一丁目 4 1 番地 1  
学校法人桐朋学園  
理事長 河原 勇人
- 4 無償貸付の期間 令和 6 年 4 月 1 日から 3 0 年間

議案第 6 6 号

財産の無償貸付の件

次のとおり施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 無償で貸付する施設

ア) 婦中鶉坂駅施設の一部

(1) 場 所 富山市婦中町西本郷字西本郷 1 1 6 2 番地 3

(2) 施 設 ホーム、上屋、階段及びスロープ

2 貸付の目的 西日本旅客鉄道株式会社鉄道事業用施設

3 貸付の相手方 石川県金沢市広岡三丁目 3 番 7 7 号 J R 金沢  
駅西第一 N K ビル  
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社  
支社長 漆原 健

4 無償貸付の期間 令和 6 年 4 月 1 日から 3 年間

議案第 6 7 号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和6年2月28日提出

富山市長 藤 井 裕 久

市道認定調書

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
6-705	野口高木2号線	富山市 野口字江向割 富山市 高 木 西	119番1地先 152番地先
8-154	安養坊18号線	富山市 安養坊字道心 富山市 安養坊字道心	244番5地先 244番10地先
9-176	寺町19号線	富山市 寺町字中田 富山市 寺町字中田	989番7地先 989番7地先
9-177	寺町20号線	富山市 寺町字中田 富山市 寺町字中田	989番8地先 989番12地先
9-178	寺町21号線	富山市 寺町字川原田 富山市 寺町字川原田	682番1地先 580番8地先
9-179	寺町22号線	富山市 寺町字川原田 富山市 寺町字川原田	698番1地先 580番12地先
9-180	寺町23号線	富山市 寺町字川原田 富山市 寺町字川原田	712番5地先 544番3地先
15-80	町袋3号線	富山市 町 袋 富山市 町 袋	861番地先 853番地先
16-181	水落米田2号線	富山市 水落字前田割 富山市 米田字真免田	94番4地先 65番5地先
17-55	上赤江8号線	富山市 上赤江字東条割 富山市 上赤江町一丁目字東条割	720番5地先 781番1地先
18-147	牛島5号線	富山市 牛島本町二丁目字大百川 富山市 牛島本町二丁目字荒田	1239番6地先 911番4地先
18-150	牛島7号線	富山市 牛島本町一丁目字大百川 富山市 牛島本町一丁目字早稲田割	1311番11地先 1658番8地先
18-2002	牛島町線	富山市 牛島本町一丁目 富山市 牛 島 新 町	100番1地先 8番9地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
19-562	新園町15号線	富山市 新庄町字庚申 富山市 新庄町字庚申	149番12地先 149番5地先
19-563	上飯野35号線	富山市 上飯野字前田 富山市 上飯野字前田	22番8地先 23番6地先
19-564	上飯野36号線	富山市 上飯野字前田 富山市 上飯野字前田	23番5地先 22番1地先
20-433	藤木82号線	富山市 藤 木 富山市 藤 木	2131番9地先 2131番17地先
20-434	藤木83号線	富山市 藤 木 富山市 藤 木	2032番1地先 2032番1地先
22-670	秋吉22号線	富山市 秋 吉 富山市 秋 吉	157番19地先 157番18地先
22-671	中川原36号線	富山市 中川原字川原田割 富山市 中川原字川原田割	320番5地先 310番7地先
22-672	中川原37号線	富山市 中川原字川原田割 富山市 中川原字川原田割	284番1地先 292番12地先
23-129	国立高専2号線	富山市 本郷町字東水上割 富山市 本郷町字水上割	21番11地先 13番1地先
23-479	堀川28号線	富山市 堀 川 町 富山市 堀 川 町	467番地先 350番9地先
23-485	本郷町4区15号線	富山市 本郷町字水上割 富山市 本郷町字水上割	99番7地先 83番5地先
23-486	堀川31号線	富山市 堀 川 町 富山市 堀 川 町	356番1地先 356番2地先
23-487	堀川32号線	富山市 堀 川 町 富山市 堀 川 町	350番21地先 350番22地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
23-488	本郷新26号線	富山市 本 郷 新	24番21地先
		富山市 本 郷 新	24番14地先
23-489	本郷町3区10号線	富山市 本郷町字万年割	56番3地先
		富山市 本郷町字万年割	53番15地先
23-490	本郷町3区11号線	富山市 本郷町字万年割	53番1地先
		富山市 本郷町字万年割	59番19地先
23-491	本郷町3区12号線	富山市 本郷町字万年割	59番8地先
		富山市 本郷町字万年割	59番8地先
23-492	公設地方卸売市場線	富山市 掛 尾 町	424番2地先
		富山市 掛 尾 町	424番2地先
29-260	水橋桜木鏡田線	富山市 水 橋 桜 木	93番1地先
		富山市 水 橋 鏡 田	218番1地先
29-316	水橋池田館線	富山市 水橋池田館字下川原	764番102地先
		富山市 水橋池田館字下川原	764番59地先
52-1463	下大久保21号線	富山市 下大久保字九番割	2624番1地先
		富山市 下大久保字九番割	2617番22地先
52-1464	下大久保22号線	富山市 下大久保字九番割	2617番17地先
		富山市 下大久保字九番割	2617番22地先
52-1465	上大久保街区12号線	富山市 上大久保字辨山割	1247番12地先
		富山市 上大久保字辨山割	1246番5地先
52-1466	上大久保街区13号線	富山市 上大久保字辨山割	1169番8地先
		富山市 上大久保字辨山割	1245番6地先
81-533	笹倉17号線	富山市 婦 中 町 笹 倉	459番19地先
		富山市 婦 中 町 笹 倉	459番15地先

市道廃止調書

図面 対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
15-80	町 袋 3 号 線	富山市 町 袋 富山市 町 袋	8 6 1 番 地 先 9 2 3 番 地 先
16-181	水 落 田 畑 線	富山市 水 落 字 前 田 割 富山市 田 畑 字 上 竹	9 4 番 4 地 先 8 3 3 番 1 地 先
17-55	上 赤 江 8 号 線	富山市 上 赤 江 字 東 条 割 富山市 上 赤 江 町 一 丁 目 字 東 条 割	7 2 0 番 5 地 先 8 4 2 番 5 地 先
18-147	牛 島 5 号 線	富山市 牛 島 本 町 二 丁 目 字 大 百 刈 富山市 牛 島 本 町 二 丁 目 字 荒 田	1 2 4 6 番 1 地 先 9 1 1 番 3 地 先
18-150	牛 島 7 号 線	富山市 牛 島 本 町 一 丁 目 字 大 百 刈 富山市 牛 島 町	1 3 1 1 番 1 地 先 8 番 1 地 先
18-2002	牛 島 町 線	富山市 牛 島 本 町 一 丁 目 字 大 百 刈 富山市 牛 島 新 町	1 0 3 6 番 3 地 先 1 0 番 地 先
23-129	国 立 高 専 2 号 線	富山市 本 郷 町 字 水 上 割 富山市 本 郷 町 字 水 上 割	9 8 番 5 地 先 2 2 8 番 1 地 先
23-479	堀 川 2 8 号 線	富山市 堀 川 町 富山市 堀 川 町	4 6 7 番 地 先 4 6 7 番 地 先
29-260	水 橋 桜 木 鏡 田 線	富山市 水 橋 桜 木 富山市 水 橋 鏡 田	4 2 番 地 先 2 1 7 番 地 先
29-316	水 橋 畠 等 池 田 館 線	富山市 水 橋 池 田 館 富山市 水 橋 池 田 館 字 下 川 原	1 9 5 番 地 先 7 6 4 番 1 9 1 地 先
29-620	水 橋 狐 塚 4 号 線	富山市 水 橋 狐 塚 富山市 水 橋 狐 塚	1 9 5 番 2 地 先 2 3 0 番 3 地 先